

刑法の一部を改正する法律案（閣法第五一号）（衆議院送付）要旨

本法律案は、交通の発達により国際的な人の移動が日常化し、日本国外において日本国民が犯罪の被害に遭う機会が増加している状況等にかんがみ、日本国外における日本国民の保護の観点から、日本国民が殺人等の生命・身体等に対する一定の重大な犯罪の被害を受けた場合における国外犯の処罰規定を整備しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、国民以外の者の国外犯処罰規定の新設

日本国外において日本国民に対して次に掲げる罪を犯した日本国民以外の者に刑法を適用する。

- 1 強制わいせつ、強姦、準強制わいせつ及び準強姦、これらの未遂並びに強制わいせつ等致死傷
- 2 殺人及びその未遂
- 3 傷害及び傷害致死
- 4 逮捕及び監禁並びに逮捕等致死傷
- 5 未成年者略取及び誘拐、営利目的等略取及び誘拐、身の代金目的略取等、国外移送目的略取等、被略

取者収受等並びにこれらの未遂

6 強盗、事後強盗、昏睡強盗、強盗致死傷、強盗強姦及び同致死並びにこれらの未遂

二、施行期日

この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。